

平成23年分 **確定申告** (村県民税・所得税)はお早めに。

今年も確定申告日程表のとおり申告を受け付けます。

申告対象者は、平成24年1月1日現在、六ヶ所村に住居登録をしている人です。

申告をしない場合は、所得証明書などの交付、国税の軽減措置、国民年金など掛け金の免除、村営住宅の更新手続き、各種福祉サービスや手当てが受けられないなど、大変不利益となりますので、各種所得者が扶養者であると申告された人を除き、失業・無職・労災などにより所得の無い人や生活保護を受給している人も必ず申告してください。

なお、税務署に直接申告する人および給与所得だけで、かつ23年中に1カ所からだけ給与を受け、会社で年末調整をした人は申告の必要はありません。

申告の際には、印鑑および次の書類を必ず持参してください。

①預金通帳またはキャッシュカードなど、申告する人の口座番号のわかるもの
②給与所得者は23年中に受給したすべての源泉徴収票（紛失した場合は給与支払者から再交付を受けてください）

③建築業などの所得者は、給与支払者から源泉徴収票が交付された場合に限り給与所得者として給与所得計算ができ、交付されない場合は請負業（一人親方）として年間の収支計算が必要となりますので注意してください。なお、毎月の賃金支給明細などは源泉徴収票となりませんので必ず交付を受けてください

④農業・漁業・営業などの所得者は、収支計算を明確にしたもの（年間の収入金額、事業に係る経費のわかる帳簿、領収書など）。※領収書だけの持参では受け付けできませんので、帳簿などに記帳・整理して持参してください

⑤不動産所得者（借家、借地のある人）は、収支計算を明確にしたもの（不動産の所在地、貸家などの戸数、家賃、借地料、経費などのわかる帳簿、領収書など）

⑥防衛省から不動産使用料などの支払いがある人は、収入金額がわかるもの（通帳、契約書、通知書など）

⑦譲渡所得者（不動産などを売った人）は、売買契約書、譲渡経費などの領収書、官公庁が発行した申出・買取証明書など

⑧その他雑所得および一時所得者（生命保険満期返戻金、土砂・砂利などの販売のある人）はその明細書、売買契約書など

⑨23年中に支払った各種領収書・控除証明書など（医療費、生命保険料、地震保険料、国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料）

⑩税務署から確定申告書が送付されている人は、送付された確定申告書を必ず持参してください

●確定申告日程表

月	日	受付時間	受付会場	対象地区
2月	15日*	9:30～16:00	泊地区ふれあいセンター	泊（一般）1班・2班
	16日*	9:30～16:00		泊（一般）3班～10班
	17日*	9:30～16:00		泊（一般）11班～18班
	20日*	9:30～16:00		泊（漁業）11班～17班
	21日*	9:30～12:00		泊（漁業）1班～10班
	22日*	9:30～16:00	千歳平公民館	端・六原・笹崎・庄内・豊原・睦栄
	23日*	9:30～16:00		千歳平1班～9班
	24日*	9:30～15:00		千歳平10班～12班・千歳
	27日*	9:30～16:00	平沼支所	平沼1班～3班・新納屋・石油備蓄
	28日*	9:30～16:00		平沼4班～7班
29日*	9:30～16:00	平沼8班～11班		
3月	1日*	9:30～16:00	平沼支所	新城平・中志・内沼
	2日*	9:30～16:00		倉内1班～4班
	5日*	9:30～16:00		倉内5班～8班
	6日*	9:30～12:00		倉内9班・10班
	7日*	9:00～16:00	中央公民館	出戸・石川・二又・第三二又・ひばり平・富ノ沢
	8日*	9:00～16:00		尾駮・老部川
	9日*	9:00～16:00		野附・尾駮浜
	12日*	9:00～16:00		戸鎖・室ノ久保・千樽・尾駮レイクタウン
13日*	9:00～16:00	予備日		
14日*	9:00～16:00	予備日		
15日*	9:00～15:00	予備日		

○2月15日*～3月15日*までの期間は上記日程のとおり、それぞれの受付会場で申告を受け付けます。地区対象日に都合の悪い人は、対象受付会場のいずれかの日に申告してください。なお、予備日は大変混み合いますので、必ずご自分の対象日に各地区の受付会場で申告してください。

ず持参してください

◎自宅やオフィスから、インターネットで申告や納税ができる「e-Tax（国税電子申告）」もぜひ利用してください（電子証明書の取得など、事前手続きが必要です）

また、国税庁ホームページでは、個人の確定申告書などの作成ができる「確定申告書等作成コーナー」を開設していますので、申告書の作成に利用してください。なお、確定申告期間中、村中央公民館玄関ホールへe-Taxのできるパソコンを設置しています。国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/> の確定申告書等作成コーナーからアクセスしてください。

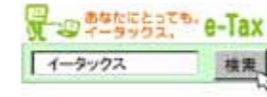
☎税務課

☎0175 (72) 2111 (内線125)

●確定申告—十和田税務署からのお知らせ

確定申告書の作成・提出は、e-Tax（イータックス〈国税電子申告・納税システム〉）を利用してください。

税務署に向くことなく、ご自宅のパソコンからインターネットを利用して申告などができます。



※電子証明書が格納された住基カードなどICカードリーダーが必要

■e-Taxの利用メリット

- ①国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から電子申告することができます
- ②23年分は最高4千円の税額控除が受けられます（過去にこの控除を受けた人を除きます）
- ③医療費の領収書や源泉徴収票などの内容を入力することにより、添付書類の提出が不要となります（ご自身で3年間保管する必要があります）
- ④還付金が3週間程度で戻ります
- ⑤24年1月16日*午前8時30分から3月15日*の期間中は、24時間申告が可能です。 ※e-Taxの利用方法や電子証明書の取得方法など、詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



※e-Taxの利用方法や電子証明書の取得方法など、詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

■申告書作成会場の開設

十和田税務署は十和田奥入瀬合同庁舎1階に「申告書作成会場」を開設し、パソコンを利用して所得税、個人事業者の消費税等および贈与税の申告書作成をサポートします。

【「申告書作成会場」の開設日時】

24年2月1日*～3月15日*（土、日、祭を除く）午前9時～午後5時

【お願い】

税務署から、申告書やお知らせ通知書（はがき）が届いている人は、ご持参の上来署してください。

☎十和田税務署 ☎0176 (23) 3151

※音声案内で「2」を選択してください

